平成２２年（フ）第８３号
鹿児島県鹿児島市天保山町13番23号　坂元ハイツＣ－２号
債務者　時任　正人
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目107番27号
債務者　髙木　保信
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１６号
鹿児島県指宿市小牧177番地１
債務者　村﨑なつ子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第１７号
鹿児島県指宿市岩本456番地
債務者　坂元　勝己
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第１８号
鹿児島県枕崎市明和町20番地
債務者　葉山　富子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第２０号
鹿児島県枕崎市桜山東町890番地
債務者　立石　大吾
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第２１号
鹿児島県南九州市知覧町永里3505番地
債務者　本田　正治
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第２２号
鹿児島県指宿市開聞仙田2284番地５
債務者　中拂　秀一
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第３２号
鹿児島県志布志市有明町野井倉8123番地97
債務者　平間真由美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第４０４号
沖縄県浦添市字港川338番地７
債務者　山川　　明
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第７５号
沖縄県豊見城市字我那覇300番地３　シャトレひが101号
債務者　谷山三千春
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２７号
北海道新冠郡新冠町字共栄64番地の３
債務者　伊川　悦子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
岩手県釜石市片岸町第10地割94番地３
債務者　山口　豪光
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第３５号
宮城県石巻市中央２丁目１番14号
債務者　三浦　英明
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
宮城県石巻市蛇田字下中埣４番地７　レインボー・ベル202号
債務者　阿部　広志
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
秋田市新屋松美町10番14号
債務者　進藤のぞみ
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５３号
秋田市新屋松美町３番33号　斉藤アパート205
債務者　柴田　敏雄
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５６号
秋田市寺内油田２丁目１番34号　ビューハウス寺内Ｂ―202
債務者　田口　陽子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部